



西東京市  
農産物キャラクター  
「めぐみちゃん」

# 農業委員会だより

## 西東京市の風と緑～

編集：発行 西東京市農業委員会 住所：西東京市南町 5-6-13  
(田無第二庁舎 5階) TEL：042-420-2820 (直通)

### 市長表敬訪問

令和3年2月、会長及び会長職務代理の2名で市長を表敬訪問しました。  
都市農地の保全や市内農業の一層の活性化について、意見交換を行いました。



(右から、村田会長、池澤市長、保谷会長職務代理)  
※写真撮影のときのみマスクを外しました。



池澤市長との懇談の様子(右から、池澤市長、村田会長、保谷会長職務代理)

### 農業者が開設する市民農園が新設されました！

特定農地貸付法を活用し、市内の農業者の方が市民農園を開設されました。

平成30年の法改正により、主たる従事者が1割程度農作業に従事することを条件として貸借を行った場合でも生産緑地の主たる従事者証明を受けることができるようになりました。

市・産業振興課と農業委員会では、こうした法令改正を追い風に農地の貸借の円滑化を図り、貴重な都市農地の保全につなげていきたいと考えています。



(市民農園區画)



(看板)



(講習用のハウスと簡易トイレ)

4ページに開設者の蓮見さんへのインタビューを掲載しています。

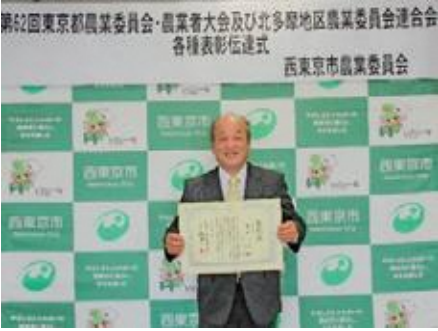
**各表彰・顕彰事業受賞者の紹介**

令和2年度の各種表彰の受賞者の皆さんをご紹介します。  
今回は、表彰式の開催が中止になったため、令和3年3月、農業委員が同席の下、表彰伝達式を開催しました。

当日は、市長から表彰受賞者の皆さんへ賞状を授与いただきました。

**第60回企業の農業経営顕彰  
全国農業会議所会長賞**

**蓮見 一夫さん・せい子さん**  
このような賞をいただき、大変ありがとうございます。自分なりに状況判断をし、経営を工夫してきたことが、今回の受賞につながったかと思えます。これからもより一層頑張っていきたいと思えます。



**第40回農業後継者顕彰  
東京都農業会議会長賞**

**植島 春樹さん**  
このような賞をいただき、光栄な事と感謝しております。  
これからも都市農業を次世代へ繋げていけるように精進してまいります。



**令和2年度農業功労者表彰  
農業功労者感謝状**

**蓮見 伸一さん**  
農業委員並びに事務局の皆様のお計らいにより大変光栄な賞をいただき感謝を申し上げます。  
西東京市の農業も施設園芸や果樹など先を見た営農が残っていくと思いますが、これからの時代の要求に答えられる農業が問われると思えます。



**令和2年度北多摩地区農業委員  
会連合会 優秀農業経営者表彰**

**中野 芳雄さん**  
このような賞をいただき、お礼申し上げます、この賞に恥じないよう今後も、都市農業の発展、存続に微力ながら努力、精進いたす所存です。



**農業委員会等職員感謝状**

**永井 夏織さん**  
この度は、5年勤続表彰をいただきありがとうございます。今後とも皆様にご協力いただき、業務に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。



## 特定生産緑地の指定申請を受け付けています

特定生産緑地制度とは、生産緑地の買取申出の期限を10年延長することができる制度です。

農地転用等の行為に制限がかかる一方、相続税の納税猶予制度の適用を受けることができるなど、これまでの制度を継続することができます。

指定にあたっては、生産緑地の指定から30年が経過する前に、申請する必要があります。

申請について、ご不明点がある方、また現在検討中の方は、農業委員会事務局または都市計画課にお気軽にご相談ください。

農業委員会では、引き続き市・都市計画課と連携しながら、情報発信等に努めてまいります。

### 申請数

(令和3年4月末現在)

180名

※267名

※平成4年～6年指定の生産緑地所有者（令和元年10月31日時点の生産緑地台帳による所有者）

## 特定生産緑地の指定申請期限

申請の期限については、左の表のとおりです。

特に平成4年に指定された生産緑地をお持ちの方は、申請から指定までにある程度の期間が必要となることから、令和4年2月末を予定しておりますので、お忘れのないよう、お早めにお手続きください。

生産緑地指定年度	特定生産緑地指定申請期限
平成4年	令和4年2月末予定
平成5年	令和5年2月末予定
平成6年	令和6年2月末予定

## 『農地パトロール』について

農業委員会では、農地法第30条に基づき、農地の利用状況調査（『農地パトロール』）を7月から10月にかけて実施します。

この期間に、農業委員や事務局職員が、皆さまの畑を訪問し、農地（生産緑地以外の農地も含む）の肥培管理状況を確認いたします。ご理解とご協力をお願いします。

## 貸借について

近年の法令改正により、生産緑地の貸借ができるようになっていきます。

都市農地貸借円滑化法を活用することで、契約期間満了時に貸手に農地が返還されるようになっており、従来の「貸したら返ってこない」と言われていた農地の貸借上の課題がクリアされています。

都内では着実に貸借の事例が積み上げられていて、事例紹介の資料も農業委員会にも届いています。

農地の管理にお困りの方などがいらっしゃいましたら、選択肢のひとつとして「農地を貸す」ことをご検討されてはいかがでしょうか。

ご興味のある方は、市・産業振興課または農業委員会事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

市・産業振興課及び農業委員会では、J A東京みらい保谷支店、田無支店その他関係機関と連携しながら市内農地の貸借の仕組みづくりを検討しています。

今後、こうした取組を通して貸借の円滑化を図り、都市農地の保全につなげていきたいと考えています。

## 野焼きは原則禁止です！

市民の方などから農業委員会へ野焼きの苦情が寄せられることが多くなっています。

野焼きは法令により原則禁止となっております。

例外的にできる場合もありますが、その場合でも都市農業の性質や現在の状況をふまえ、適切に実施していく必要があります。

病害虫防除や霜害対策のため、やむを得ず野焼きを行わなければならない場合は、時間帯や風向きなどに配慮した上、必要最低限の量にするなど近隣の生活環境に影響が出ないようにお願いいたします。

## 災害でハウスなどに被害があったら…

これからの季節、異常気象などを原因に台風が大型化してきており、農業用施設に被害が出る可能性があります。

農業委員会では、市・産業振興課や関係機関とも連携し、災害発生時の被害把握を行っています。

ご自身の農業用施設に被害があった場合は、農業委員会または市・産業振興課までご連絡いただきますようお願いいたします。

## 農業者紹介

### 市民農園開設者インタビュー

Q 市民農園の開設を決めたきっかけはなんでしょうか。

A 畑が住宅に囲まれるようになって、いい使い方ができないか考えていたところに法令が改正されたことを知ったので、農業委員会に相談しました。



蓮見 一夫さん (北町)

Q 開設してよかったことはありますか。

A 畑の近くに住む人が利用者として応募してくれて、畑への理解を深めてくれたことがとてもうれいんです。

Q 開設して大変だったことはありますか。

A 特にありませんが、強いて言うなら開設までに時間がかかったことくらいかと思えます。

Q 最後に農業者の方へメッセージをお願いします。

A 現在は法律が改正され、生産緑地でも市民農園が開設できるようになりました。しかも、納税猶予も受けられるときいたので、農地の管理が大変だが、農地を減らしたくない、守っていきたいと考えている方がいたら、市民農園の開設を考えるのも1つの案だと思います。

## 『西東京市営農クラブ』が発足しました。

令和3年度より、JA東京みらい保谷地区のそ菜出荷組合と施設部会が合併し、西東京市営農クラブとなりました。野菜に限らず、花卉や植木・果樹で西東京市の都市農業を支えていきたいと考え発足しました。

### 市内直売所の紹介

直売所での農産物購入への関心が高まってきています。

直売所で新鮮な農産物を提供し、市内産農産物の魅力を再発信しましょう！

市・産業振興課では、同意をいただいた農業者の皆様の直売所情報をHPに掲載し、周知活動を行っています。掲載をすることで、市民の利用が増えることや飲食店経営者などのマッチングにもつながることを期待しています。

販路拡大  
にご興味の  
ある方はぜひ  
お問合せ  
ください！



☆市では、販路拡大の取り組みを進めています。

## 事務局職員の異動について

令和3年4月1日付の人事異動がありましたので、ご紹介します。

兼農業委員会事務局

飯島 花

なお、前任の小平主事は、児童青少年課へ異動されました。お疲れ様でした。

### 事務局の紹介

令和3年4月1日より、左記のメンバーで農業委員会業務を行います。よろしくお願いたします。



(後列左から 川野、原島、登坂)  
(前列左から 永井、飯島、阿部)

※写真撮影のときのみマスクを外しました。

## 農業者年金のご案内

農業者年金は、確定拠出型の公的年金です。ご自身の将来設計のために積極的に活用し、豊かな生活を実現しましょう。

◇加入要件

次の①～③の全てに当てはまる方

- ① 20歳以上60歳未満
- ② 国民年金第1号被保険者
- ③ 年間60日以上農業に従事

詳細は、農業委員会事務局までお問い合わせください。



### 編集後記

農業委員会だより第30号はいかかでしたでしょうか。昨年度末から新型コロナウイルスに振り回され、思うような活動ができないと思います。コロナワクチンの接種が始まり、早く日常に戻るといいですね。また、これから暑い季節がやってきます。どうかお身体にはお気を付けてください。

これからも地域の農業者の皆様役に立つ情報提供に努めてまいりますので、引き続きご愛読をよろしくお願いたします。

編集部会一同